

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの令和2年7月3日からの大雨による災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取り扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いについて

今回の災害を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用状況

適用市町村		法適用日
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・新庄市・寒河江市・上山市・村山市・長井市・天童市・東根市・尾花沢市・南陽市・東村山郡山辺町・東村山郡中山町・西村山郡河北町・西村山郡西川町・西村山郡朝日町・西村山郡大江町・北村山郡大石田町・最上郡最上町・最上郡舟形町・最上郡大蔵村・最上郡戸沢村・東置賜郡高島町・東置賜郡川西町・西置賜郡小国町・西置賜郡白鷹町・西置賜郡飯豊町・東田川郡三川町・東田川郡庄内町	7月28日
長野県	松本市・飯田市・伊那市・安曇野市・上伊那郡宮田村・下伊那郡阿南町・下伊那郡阿智村・下伊那郡下条村・下伊那郡売木村・木曾郡上松町・木曾郡南木曾町・木曾郡王滝村・木曾郡大桑村・木曾郡木曾町	7月8日
岐阜県	高山市・中津川市・恵那市・飛騨市・郡上市・下呂市	7月8日
島根県	江津市	7月13日
福岡県	大牟田市・八女市・みやま市・久留米市	7月6日
佐賀県	鹿島市	7月6日
熊本県	八代市・人吉市・水俣市・上天草市・天草市 葦北郡芦北町・葦北郡津奈木町・球磨郡錦町・球磨郡多良木町・球磨郡湯前町・球磨郡水上村・球磨郡相良村・球磨郡五木村・球磨郡山江村・球磨郡球磨村・球磨郡あさぎり町	7月4日
	荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・玉名郡玉東町・玉名郡南関町・玉名郡長洲町・玉名郡和水町・阿蘇郡南小国町・阿蘇郡小国町	7月6日
大分県	日田市・由布市・玖珠郡九重町・玖珠郡玖珠町	7月6日
鹿児島県	阿久根市・出水市・伊佐市・出水郡長島町・鹿屋市・曾於市・志布志市・垂水市・薩摩川内市・いちき串木野市・曾於郡大崎町	7月4日

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター  0120-315056

受付時間 [平日・土日 10:00~17:00]

(祝日・年末年始(12/31~1/3)は除く)

*新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、コールセンターの受付時間が変更となる場合があります。詳細は、弊社ホームページにてご確認願います。